

## 平成 21 年度 奨学金案内

# 奨学金を希望する皆さんへ

無利子貸与奨学金  
第一種奨学金

有利子貸与奨学金  
第二種奨学金

大学・短期大学通信教育部 スクーリング  
放送大学全科履修生 スクーリング

奨学金の申込手続は、学校の奨学金担当窓口で行ってください。提出書類や、書類の提出期限は学校の指導に従ってください。

なお、提出書類に不備がありますと奨学金の申込みはできません。

以下の欄は、ご自身で記入してください。

奨学金担当窓口 \_\_\_\_\_ 課

申込書類の提出期日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 曜日

メモ欄  
.....  
.....  
.....

# 日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりません。返還が滞ると法的な手続により返還残額を一括で返していただくこととなりますので、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

## 奨学金の種類と募集時期

### 【第一種奨学金（無利子貸与）】

- (1) **利息**：無利息
- (2) **選考**：特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難なものに貸与します。
- (3) **貸与月額**：スクーリング別に定められています。通年スクーリングについては申込年度（最終学年）の4月まで遡って貸与を受けることができます。

### 【第二種奨学金（有利子貸与）】

- (1) **利息**：平成19年度以降、第二種奨学金を受ける者の利便性をさらに高めるため、新たに貸与を受けようとする者より、第二種奨学金の利率の算定方法として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれか一方を選択する利率算定方法選択制が導入されました。  
 実際の利率及び割賦金は、貸与終了の約5カ月後に本機構より「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。また、本機構のホームページにも利率を掲載します。  
 なお、いずれの方式も利率は年3.0%が上限です。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

●「利率固定方式」と「利率見直し方式」について（①②よりいずれか一方を選択します。）

<p>〔①「利率固定方式」〕          貸与終了時における、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という。）の利率が、返還完了まで適用されます。          （貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下「債券」という。）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）          将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。</p> <p>〔②「利率見直し方式」〕          貸与終了時においては、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後、返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く。）に、各時点の財投の利率が適用されます。          （貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）          将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。          一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。</p>
---

●採用決定後に「利率の算定方法」を変更することはできません。

- (2) **選考**：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。
- (3) **貸与月額**：本人が5種類の貸与月額から自由に選択できます。通年スクーリングについては申込年度の4月まで遡って貸与を受けることができます。

◇奨学金の貸与月額と貸与期間◇

受講の形態	奨学金の種類		貸与期間（回数）	
	第一種奨学金	第二種奨学金		
夏季・冬季スクーリング	88,000円		一面接授業を受講する年度について1回  平成21年4月～平成22年3月まで12ヶ月間	
通年スクーリング	貸与月額			
	自宅	大学		54,000円
		短大		53,000円
	自宅外	大学		64,000円
短大		60,000円		
自宅・自宅外	大学・短大	30,000円		
放送大学	88,000円		一面接授業を受講する年度について1回	

(注1) 夏季・冬季スクーリング、放送大学の場合、分割して面接授業を受ける者も年1回の貸与となります。

(注2) 奨学金は申込者が指定した金融機関口座（本人名義）に振り込まれます。通年スクーリングの場合は、原則として1ヶ月分ずつ振り込まれます。

◇奨学金の種類と募集時期◇

奨学金の種類	受講の形態	対象・資格	募集時期
第一種奨学金 【無利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成22年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時
第二種奨学金 【有利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成22年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時

●経済的理由があれば、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

申込資格は第一種奨学金の学力基準を満たしていることが必要ですが、年収・所得額の上限額は第一種奨学金よりさらに低くなります。

## 奨学金の申込み条件

奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から学校の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。

また、過去に第一種奨学金の貸与を受け、同一区分の大学・短期大学に再入学した場合、及び一部期間貸与を受けた者で第一種奨学金の貸与を希望する者は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。詳しくは学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

また、外国籍の者は学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

●申込資格

大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者。

●家計基準

家計の判定は、家計支持者の年収・所得金額から規程で定められた特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なります。）を差し引いた金額（認定所得金額）が、本機構で定められた収入基準額以下であることが必要となります。年収・所得は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者一人）の前年（平成20年1月～12月分）の収入金額が選考対象となります。なお、4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

世帯人数	年収・所得の上限額の目安			
	第一種奨学金		第二種奨学金	
	給与所得※1	給与所得以外※2	給与所得※1	給与所得以外※2
4人	(万円) 826	(万円) 355	(万円) 1,122	(万円) 636
5人	865	382	1,172	686

※1 給与所得者（年金受給者を含む）の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額」になります。

※2 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額（税込）」になります。

●学力基準

学年	第一種奨学金	学年	第二種奨学金
1年	①高校または専修学校高等課程2・3年生の成績が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる者	全学年	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められる者
2年以上	大学における成績が平均水準以上		

## 申込みについて

### 【申込方法】

インターネットを利用した申込み（スカラネット）になります。  
下記書類（①～③）を学校に提出し、申込みに必要な情報（パスワード）をもらってください。  
手続については、学校の指示に従ってください。

### 【申込時の提出書類】 ○提出がない者は申込みができません。

#### ①確認書（奨学金貸与契約の約定書となります。）

##### ●<保証制度>

下記A・Bどちらかの保証区分を選択して必要な書類を添付して提出してください。  
(注) 第一種奨学金と第二種奨学金を合わせて希望する場合、異なる保証制度を選択することはできません。また、確認書及び必要な書類はそれぞれ必要です。

**A 機関保証を利用する（機関保証制度）※**  
一定の保証料を支払うことで、保証機関が連帯保証をします。  
貸与終了時（返還誓約書の提出時）には連帯保証人及び保証人は不要です。（P.7参照）  
(注) 機関保証から人的保証への変更は認められません。

**保証依頼書（兼保証委託契約書）**

**B 連帯保証人をたてる（人的保証）**  
連帯保証人（原則として父母）が連帯保証をします。  
貸与終了時（返還誓約書の提出時）には**連帯保証人の他に保証人**（4親等内の親族で父母以外の別生計の者）を選任します。（P.8参照）  
● 本人が貸与終了時に45歳を超える場合、連帯保証人（返還誓約書提出時には、保証人も）の年齢には制限があり、貸与終了時に満60歳未満の者をたてなくてはなりません。  
● 4親等内でない者を連帯保証人または保証人としてたてる場合、返還保証書及び証明書の提出が必要です。

**連帯保証人の印鑑証明書（コピー不可）**

##### ●<機関保証制度と人的保証の選択に当たっての留意事項>

人的保証を選択した場合、申込みの際は連帯保証人のみですが、貸与終了時には連帯保証人のほかに保証人が必要になります。連帯保証人・保証人の2人の確保が困難になった場合は、機関保証制度へ加入し、保証料を一括して支払うこととなりますので、貸与終了時の保証人の確保にも十分ご留意のうえ、保証制度を選択してください。

#### ②収入証明（平成20年分）（コピーも可）

給与所得者……………源泉徴収票  
給与所得以外……………確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）

#### ③その他学校が指定するもの

※機関保証を選択する場合は機関保証制度の説明を必ず読んでください。

## 【採用決定】

採用を決定した者には、学校を通じ「奨学生証」、「奨学生のしおり」、「返還誓約書（通年スクーリングについては貸与終了後）」を交付します。採用されなかった場合には通知をしません。また、申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって破棄します。

## ◆ 機関保証制度 ◆

### <機関保証制度のあらまし>

機関保証制度とは、連帯保証人や保証人による人的保証（申込時に連帯保証人を、貸与終了時に連帯保証人及び保証人をたてる。）に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることができる制度です。

この制度の目的は、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにするもので、平成16年度以降奨学生に採用される者から選択できるようになりました。

この保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会が行います。

※機関保証に加入し保証料を支払っている場合でも、奨学金は返還しなければなりません。

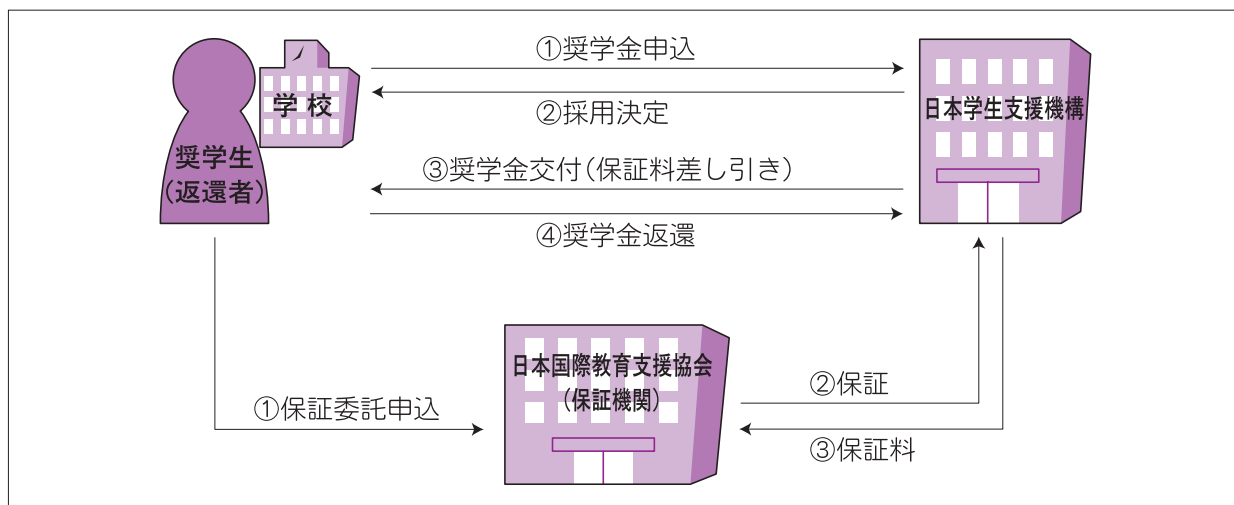
保証機関があなたに代って返済した場合、保証機関はあなたにその分（奨学金の未返済額）を一括して請求します。

また、悪質な延滞者に対しては、法定措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない。」といった誤った考えを持たないようにしてください。

### <機関保証制度の仕組み>

○保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



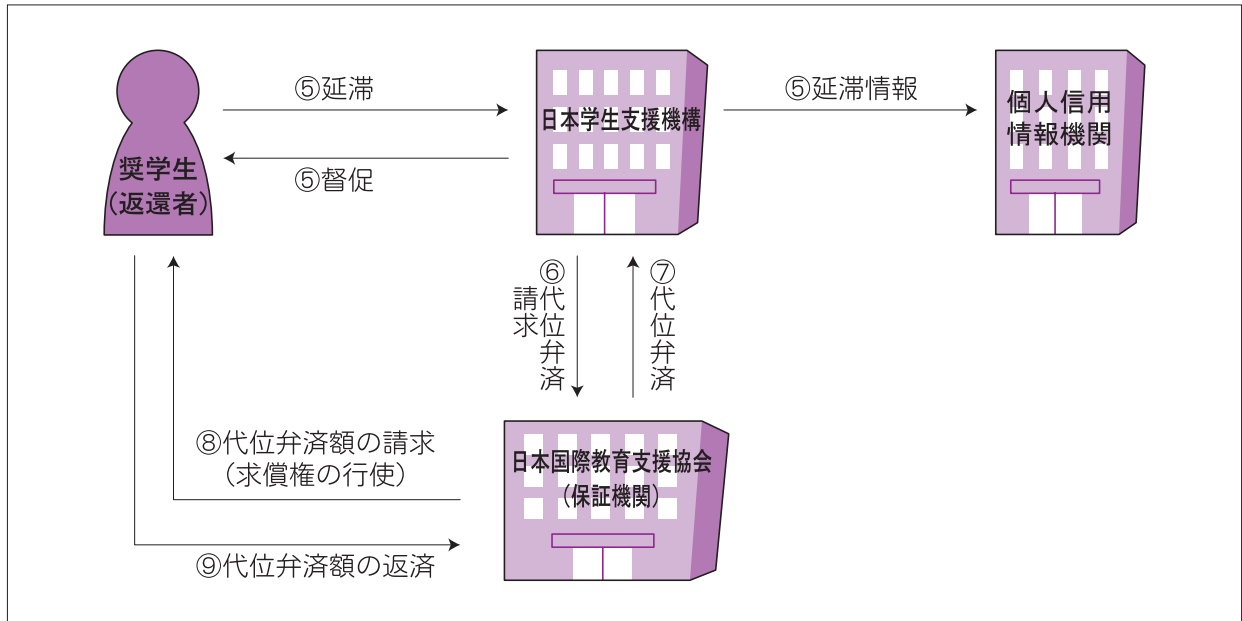
- ① 学生本人が日本学生支援機構（以下「機構」という。）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。なお、貸与終了時には返還誓約書の提出が必ず必要です。

### 注意

#### 機関保証から人的保証への変更は認められません。

ただし、人的保証から機関保証への変更については連帯保証人又は保証人が死亡、破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代わりの連帯保証人又は保証人を立てることが困難なときは変更することができます。この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払が必要となります。

## ○延滞が発生した場合



- ⑤ 奨学生であった者（返還者）が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。また、延滞情報が個人情報機関に登録されます。
- ⑥ 督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。
- ⑦ 協会が奨学生であった者（返還者）に代わって機構に代位弁済します。
- ⑧ 協会が奨学生であった者（返還者）に代位弁済額の返済を請求します。（求償権の行使）
- ⑨ 奨学生であった者（返還者）は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。  
なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。  
また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年 10 % の遅延損害金が加算されます。

### 【保証の範囲と保証の期間】

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金、保証期間は貸与中及び返還中です。第 1 回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

### 【保証料の返戻】

保証委託契約を締結した奨学生で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は保証機関から支払われた保証料の一部をお返す場合があります。

- (1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- (2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (3) 日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返す保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は返還金自動引落とし口座とします。

ただし、死亡による返還免除の場合は、日本学生支援機構に「奨学金返還免除願」を申請した方へお返すこととなります。

### 【保証債務の履行（代位弁済）】

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く。）、一定の期間経過後日本学生支援機構からの代位弁済請求に基づき、日本国際教育支援協会が本人に代わって日本学生支援機構へ弁済（代位弁済）を行います。

日本国際教育支援協会が代位弁済した後は、日本国際教育支援協会からの請求により原則一括で代位弁済額を返済していただくことになります。

特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することになります。

また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年 10 % の遅延損害金が加算されます。

## 【保証料】

保証料の月額、奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者は、奨学生採用決定後に交付する「奨学生証」で保証料月額をお知らせします。

通年スクーリングの場合は、奨学金の貸与月額の変更等に伴い保証料月額も変わります。

※ 保証料月額は、下記の「平成 21 年度個別保証料」（目安）を参照してください。

## ◆ 平成 21 年度個別保証料（目安） ◆

### [夏季・冬季スクーリング、放送大学]

#### (1) 第一種奨学金

貸与額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
88,000	24	613

#### (2) 第二種奨学金

貸与額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
30,000	12	110
50,000	12	184
80,000	24	563
100,000	36	1,037
120,000	48	1,639

### [通年スクーリング]

#### (1) 第一種奨学金

大学

貸与月額（円）	貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
自宅 54,000	12	648,000	108	1,513
自宅外 64,000		768,000	108	1,793
自宅・自宅外 30,000		360,000	108	840

短期大学

貸与月額（円）	貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
自宅 53,000	12	636,000	108	1,485
自宅外 60,000		720,000	108	1,681
自宅・自宅外 30,000		360,000	108	840

#### (2) 第二種奨学金

貸与月額（円）	貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
30,000	12	360,000	108	876
50,000		600,000	120	1,613
80,000		960,000	120	2,580
100,000		1,200,000	144	3,826
120,000		1,440,000	156	4,945

#### 〔特記事項〕

①この個別保証料は、年利率 3.0 %で貸与された場合のものであり、目安です。

あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。

②保証料は、奨学金を振り込む時にその分を差し引いて、日本学生支援機構が保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に支払います。

# 奨学金の返還について

## 【返還誓約書の提出について】

奨学金の貸与終了時には、奨学金の貸与を受けた全ての方に、返還誓約書（借用証書）を提出していただきます。（提出先は学校です。学校の指示にしたがって提出期限を守って提出してください。）

また、返還誓約書の添付書類として「住民票の写し（コピー不可）」と「リレー口座加入申込書 預・貯金者控」のコピーの提出が必要となります。

※ リレー口座については、P.9を参照してください。

返還誓約書の記入例、及び連帯保証人や保証人の選任方法・添付書類については、奨学金の申込をする前に必ず確認してください。連帯保証人や保証人になっていただく方にもご説明ください。

※ 機関保証制度に加入された人の返還誓約書には、連帯保証人や保証人の記入欄はありません。

## 貸与終了時に提出する返還誓約書の記入例

### 機関保証制度の場合

①

【提出用】第一種〔機関保証〕

（借用証書）

印紙税法 第5条に よる印紙 は必要 ありません	<b>返 還 誓 約 書</b>						
	借用金額						
千 百 十 万 千 百 十 円							
8 8 0 0 0							
私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。							
平成 21 年 3 月 31 日							
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿							
奨学生 本人	住所 氏名	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7	電話番号 03-3269-XXXX	印 機 構	生 日	61年5月5日	
注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。							
-----（以下は未成年者のみ記入してください。）-----							
親権者 (父) (後見人)	住所 氏名	〒	☎	印			
親権者 (母)	住所 氏名	〒	☎	印			
注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。							

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

## 貸与終了時に提出する返還誓約書の記入例

### 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

#### 【連帯保証人・保証人の選任方法と、添付書類について】

- 連帯保証人……原則として父又は母。父母がいない等の場合には兄・姉・おじ・おば等4親等内の成人親族。未成年者等保証能力がない者は認められません。配偶者はさけてください。  
貸与終了時に奨学金の貸与を受けた本人の年齢が満45歳を超える場合の連帯保証人は、当該時に満60歳未満の者でなければなりません。  
☆ 添付書類：印鑑証明書（コピー不可）、収入に関する証明書（例、源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）  
事情により連帯保証人に4親等内でない者を選任した場合は、印鑑証明書、収入に関する証明書の他に返還保証書及び証明書類の提出が必要となります。
- 保証人……父母を除く、4親等内の成人親族（おじ、おば、兄弟姉妹、いとこ）で、本人及び連帯保証人と別生計の人。やむを得ない場合を除き、貸与終了時に65歳未満の者。  
未成年者等保証能力がない人は認められません。  
貸与終了時に奨学金の貸与を受けた本人の年齢が満45歳を超える場合の保証人は、当該時に満60歳未満の者でなければなりません。  
☆ 添付書類：印鑑証明書（コピー不可）  
事情により保証人に4親等内でない者を選任した場合は、印鑑証明書の他に返還保証書及び証明書類の提出が必要となります。

#### ① 【提出用】第一種 大学・大学院・高等専門学校（借用証書）

印紙税法に紙印は必要ありません		返還誓約書	
借金額		千 百 十 万 千 百 十 円 8 8 0 0 0	
<p>私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月31日</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構理事長殿</p>			
奨学生本人	住所：〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7 氏名：機構友子 生年：61年7月22日生	印：機構 実印：機構	
連帯保証人	住所：〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7 氏名：機構幸次 生年：33年11月18日生	印：機構 実印：機構	
保証人	住所：〒530-0000 大阪府大阪市北区神山町1-3/1 氏名：奨学一郎 生年：24年8月1日生	印：奨学 実印：奨学	
注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びりレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。 ②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。 ③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。			
(以下は未成年者のみ記入してください。)			
親権者(父)(後見人)	住所：〒 〇 〇 〇 〇 氏名： 名：	印	
親権者(母)	住所：〒 〇 〇 〇 〇 氏名： 名：	印	
注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がある場合には後見人の方が自署・押印してください。			

貸与終了時には保証人  
が必要です。

## 【奨学金の返還は口座振替で】

奨学金の返還は、貸与終了後に、口座振替制度（リレー口座）に加入して、返還していただきます。

割賦方法は、返還誓約書を記入するときに、「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択してください。口座振替日は毎月 27 日です。

なお、第一回の振替は貸与終了または卒業の翌月から数えて 7 ヶ月目の 27 日です。

（例：3 月卒業の場合の初回振替は 10 月 27 日）

◆奨学金の返還を延滞すると、第一種奨学金、第二種奨学金とも、年 10 % の割合で延滞金が課されます。また、連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を行います。法的手続を行った場合、費用も合わせてお支払いいただきます。

※ 期限の利益を剥奪した場合は、返還期日未到来分を含めて、元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求します。

◆貸与終了後に引き続き在学（又は進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって返還の期限が猶予されることがあります。（証明書の提出が必要です。）

## 【月賦返還の例（第一種奨学金の場合）】

返還回数に返還月賦額を乗じても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

◆第一種奨学金 平成 21 年度

受講の形態		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学		88,000 円	1 ヶ月	88,000 円	88,000 円	3,666 円	24 回（2 年）
通年 スクーリング	自宅通学	54,000 円	12 ヶ月	648,000 円	648,000 円	6,000 円	108 回（9 年）
	自宅外通学	64,000 円		768,000 円	768,000 円	7,111 円	108 回（9 年）
	自宅・自宅外通学	30,000 円		360,000 円	360,000 円	3,333 円	108 回（9 年）

## 【月賦返還の例（第二種奨学金の場合）】

① 割賦金は、借用金額に応じた返還年数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息（貸与終了から返還開始までの間の利息）を返還回数で除した額を上乗せした額です。

② 年利率は変動しますが、基本月額に係る貸与利率については上限である 3.0 % で貸与されたものと仮定して計算しています。

③ 返還回数に返還月賦額を乗じても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

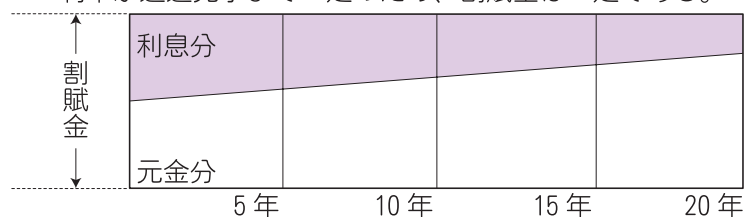
④ 「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね 5 年ごとに利率が見直され、返還月賦額が増減します。

◆第二種奨学金 平成 21 年度（利率 3.0 % と仮定した場合）

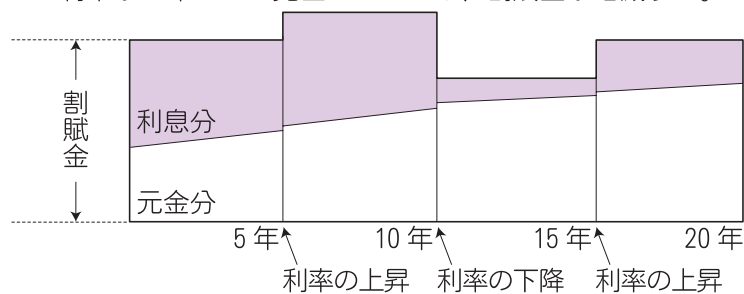
受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額 (元本+利息)	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学	30,000 円	1 ヶ月	30,000 円	30,925 円	2,576 円	12 回（1 年）
	50,000 円		50,000 円	51,546 円	4,295 円	12 回（1 年）
	80,000 円		80,000 円	83,690 円	3,487 円	24 回（2 年）
	100,000 円		100,000 円	106,143 円	2,948 円	36 回（3 年）
	120,000 円		120,000 円	129,235 円	2,692 円	48 回（4 年）
通年スクーリング	30,000 円	12 ヶ月	360,000 円	416,482 円	3,856 円	108 回（9 年）
	50,000 円		600,000 円	704,016 円	5,866 円	120 回（10 年）
	80,000 円		960,000 円	1,126,462 円	9,386 円	120 回（10 年）
	100,000 円		1,200,000 円	1,448,002 円	10,055 円	144 回（12 年）
	120,000 円		1,440,000 円	1,761,917 円	11,293 円	156 回（13 年）

## 【元利均等返還について】

- （利率固定方式における返還 概略図）  
利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定である。



- （利率見直し方式における返還 概略図）  
利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減する。



※上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金が増減の一例であり、実際の割賦金が増減とは異なりますのでご注意ください。

※利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

## ◆ 個人情報情報機関について ◆

平成 21 年度より、「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」への同意が必要です。

個人情報情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- ① 新規返還者については、返還開始 6 ヶ月後経過時点で延滞 3 ヶ月以上の場合に、個人情報情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます。（6 ヶ月経過後以降は延滞 3 ヶ月になった時点。）
- ② 奨学金の貸与者全員の情報が登録されるのではなく、延滞者のみが登録されます。
- ③ 一度、登録された情報は、延滞中はもちろんのこと延滞解消しても 5 年間は登録されます。
- ④ 個人情報情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人情報情報機関とは…

会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

## 【申込情報の保護について】

インターネットを通して申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとっており、スカラネット利用の際の情報保護については万全の対策を講じています。

### ・「スカラネット」におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※（日本ベリサイン社）に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号通信）方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

### ※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

申込時に取得した情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。  
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（「延滞情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。  
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス

(<http://www.ikusys.jasso.go.jp/>) へ接続してください。